

五月川漁業協同組合	三重県伊賀市予野	奈内共第四十二号	右同
室生漁業協同組合	宇陀市室生区三本松	奈内共第四十九号 奈内共第五十号 奈内共第五十一号	右同
宇陀川漁業協同組合	宇陀市榛原区檜牧	奈内共第五十一号	右同

奈良県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百八号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員のメートル	延長のメートル	備考
奈良市菅原町五〇〇番 四先から	前	六〇・五	三八・八	
奈良市菅原町五〇二番		七八・〇		
		五一・五		

一先まで	後	六三・二	三八・八
------	---	------	------

奈良県告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百六十八号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別	敷地の幅員のメートル	延長のメートル	備考
生駒市山崎町四七八 番四先から	前	六・五	四五〇・三	
生駒市辻町七六三番 一一先まで	後	二二・五	四五〇・三	
		四四・〇		

- 四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となつた部分
- 五 供用開始年月日
平成十九年四月六日

奈良県告示第二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 遅瀬西波多線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	区域変更の前後別	敷地の幅員のメートル	延長のメートル	備考
1	山辺郡山添村遅瀬二七七 三番一先から	前	三・〇	六六〇・〇	
8	山辺郡山添村遅瀬二六九 四番一先まで	後	五・〇	六六〇・〇	
			四九・〇		

- 四 供用開始の区間
道路区域の変更に伴い新たに道路となつた部分
- 五 供用開始年月日

平成十九年四月六日

奈良県告示第二十二号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の定款の変更を認可した。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 土地区画整理組合の名称

生駒市東白庭土地区画整理組合

二 事務所所在地

生駒市高山町七八九番地

三 施行地区

生駒市上町及び白庭百二丁目の各一部

四 事業施行期間

平成十九年一月九日から平成二十二年三月三十一日まで

五 設立認可の年月日

平成十八年十二月二十五日

六 変更の内容

事務所の所在地を生駒市上町三二〇番地一五八に変更した。

七 変更認可の年月日

平成十九年三月二十八日

奈良県告示第二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百五号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 施行者の名称

奈良市

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)道路事業七・四・一〇号(系線)事業施行期間

平成十九年四月六日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 取用の部分

奈良市三条町、下三条町、油阪地方町及び今辻子町地内

(二) 使用の部分

なし

奈良県告示第二十四号

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第十条及び土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 土地区画整理組合の名称

香芝市旭ヶ丘土地区画整理組合

二 事務所所在地

香芝市本町一三九六番地の三

三 施行地区

香芝市旭ヶ丘二丁目、三丁目、四丁目及び五丁目並びに同市逢坂の一部

四 事業施行期間

昭和五十九年三月九日から平成二十二年三月三十一日まで

五 設立認可の年月日

昭和五十九年三月一日

六 変更認可の年月日

平成十九年三月二十九日

奈良県告示第二十五号

奈良県収入証紙条例(昭和三十三年三月奈良県条例第三十七号)第五条第一項の規定

による奈良県収入証紙の指定売りさばき人を次のとおり指定した。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 名称

有限会社葛城自動車学校

二 所在地

香芝市瓦口三三六番地

三 売りさばき場所

香芝市瓦口三三六番地
有限会社葛城自動車学校

四 指定年月日

平成十九年三月二十八日

奈良県告示第二十六号

奈良県収入証紙条例施行規則(昭和三十三年三月奈良県規則第六十六号)第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所 奈良市右京二丁目三番地の四	変更後の売りさばき場所 奈良市右京二丁目四番地
株式会社南都銀行	株式会社南都銀行 平城支店	株式会社南都銀行 平城支店

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
 なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日
 平成十九年三月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人「創」の会

三 代表者の氏名

谷 禎一

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡広陵町馬見北九丁目七番一六号

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県内の消費者、生産者、並びに関係事業者に対し、住環境の健全化、地域産業の活性化、青少年の能力開発に関する支援事業を行ない、ひろく県民の住環境に対する意識の向上、地域経済の活性化、青少年の健全な育成を諮ると共に安全で活気のある住み良い街づくりに寄与することを目的とする。

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市及び山添村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 調査を行った者の名称

五條市及び山添村

二 調査を行った期間

五條市 平成十七年七月十五日から平成十八年十一月二十二日まで
 山添村 平成十八年五月二十二日から平成十九年一月十四日まで

三 成果の名称

五條市（西吉野町宗川野・西野の各一部）における地籍図及び地籍簿
 山辺郡山添村（大字松尾）における地籍図及び地籍簿
 調査を行った地域
 五條市西吉野町宗川野・西野の各一部地域
 山辺郡山添村大字松尾の地域

五 認証年月日

平成十九年三月二十七日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成十九年二月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりです。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 栄養成分に関する検査

1 (一) 製造事業場等の名称及び所在地
 日本配合飼料株式会社関西工場
 神戸市東灘区深江浜町四五番地
 (二) 収去場所
 小林隆重商店
 桜井市谷九八番地

(三) 飼料の名称
 日配 成鶏飼育用配合飼料LMアップ17
 (四) 製造年月
 平成十九年一月

(五) 試験結果の概要

粗たん白質 一七・二七％
 粗脂肪 四・五七％
 粗繊維 四・四七％
 粗灰分 一一・七九％
 カルシウム 三・六六％

りん 〇・五四％
 2 (一) 製造事業場等の名称及び所在地
 中部飼料株式会社工場
 愛知県知多市北浜町一四番地六

(二) 収去場所
 小林隆重商店
 桜井市谷九八番地

(三) 飼料の名称
 マル中印若令牛育成用配合飼料αクロア1

(四) 製造年月
 平成十九年一月

(五) 試験結果の概要

粗たん白質 一四・六八％
 粗脂肪 三・一五％
 粗繊維 八・五二％
 粗灰分 五・四三％
 カルシウム 〇・七二％
 りん 〇・五四％

3 (一) 製造事業場等の名称及び所在地
 日和産業株式会社神戸工場
 神戸市東灘区住吉浜町一九番地五
 (二) 収去場所
 米田産業株式会社
 生駒郡三郷町勢野東六丁目一四番地一七号

(三) 飼料の名称
 ニチワ印成鶏飼育用配合飼料ニユースター

(四) 製造年月
 平成十九年二月

(五) 試験結果の概要
 粗たん白質 一七・一九％

粗脂肪 五・一七％
 粗繊維 四・一三％
 粗灰分 一・八九％
 カルシウム 三・三四％
 りん 〇・五一％

二 安全性に関する検査

1 (一) 製造事業場等の名称及び所在地

日本配合飼料株式会社関西工場
 神戸市東灘区深江浜町四五番地

(二) 取去場所

小林隆重商店
 桜井市谷九八番地

(三) 飼料の名称

日配 成鶏飼育用配合飼料LMアップ17

(四) 製造年月

平成十九年一月

(五) 試験結果の概要

牛及び乳類由来DNAは検出されなかった。

2 (一) 製造事業場等の名称及び所在地

中部飼料株式会社本社工場
 愛知県知多市北浜町一四番地六

(二) 取去場所

小林隆重商店
 桜井市谷九八番地

(三) 飼料の名称

マル中印若牛牛育成用配合飼料αクロア1

(四) 製造年月

平成十九年一月

(五) 試験結果の概要

牛及び乳類由来DNAは検出されなかった。

3 (一) 製造事業場等の名称及び所在地

日和産業株式会社神戸工場
 神戸市東灘区住吉浜町一九番地五

(二) 取去場所

米田産業株式会社

生駒郡三郷町勢野東六丁目一四番地二七号

(三) 飼料の名称

ニチワ印成鶏飼育用配合飼料ニュースター

(四) 製造年月

平成十九年二月

(五) 試験結果の概要

牛及び乳類由来DNAは検出されなかった。

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六号第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了した)を次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十八年十一月十七日第七八一二二五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年三月三十日第六六六〇号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年三月三十日第四一八〇号

三 開発区域に含まれる地域

大和郡山市馬司町六八三番地 六八四番地 六八八番地ノ一の二部 六八八番地ノ二の二部 六八八番地ノ三、六八九番地ノ一、六八九番地ノ二、六八九番地ノ三、六九〇番地ノ一、六九〇番地ノ二、六九一番地 六九二番地 六九三番地 六九四番地ノ一、六九四番地ノ二、六九六番地ノ二、六九七番地ノ二及び六八八番地ノ四

大和郡山市馬司町五三六番地ノ二

株式会社三晃 代表取締役 黒田一郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市馬司町六八八番地ノ一、六八八番地ノ二、六八八番地ノ三、六八八番地ノ四、六八九番地ノ一及び六八九番地ノ三の各二部

一 許可番号

平成十九年二月一日第七八一二六九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年三月二十八日第六六五九号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年三月二十八日第四一七九号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方七七一七番地ノ一、七二七番地ノ六、七三六番地ノ八の一部並びに大字三吉元大垣内方一八九四番地ノ一、一八九四番地ノ二の一部及び一八九五番地ノ二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡広陵町大字三吉一七三四番地ノ三
 ミツシ総合企画 山崎勝徳

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方七二七番地ノ一の一部及び七二七番地ノ六
 下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方七二七番地ノ一の一部
 公園 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方七二七番地ノ一の一部

都市計画法(昭和四十三年法律第百号 第三十六号第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了した)を次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十九年四月六日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十九年一月二十九日郡三二四一四五号

二 検査済証番号

<p>開発行為に関する工事の検証済証 平成十九年三月二十七日郡土第四一七号 公共施設に関する工事の検証済証 平成十九年三月二十七日郡土第二一八号 三 開発区域に含まれる地域 大和郡山市小南町五二五番地ノ一及び五二六番地ノ二 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪中央区南船場三丁目一〇番地ノ一九 大和ハウス工業株式会社 関西木造支店 支配人 齊賀裕樹 五 公共施設の種類 位置及び区域 道路 大和郡山市小南町五二五番地ノ一及び五二六番地ノ二の各一部 下水道 大和郡山市小南町五二六番地ノ二の一部</p>	<p>開発行為に関する工事の検証済証 平成十九年三月二十七日郡土第四一七号 公共施設に関する工事の検証済証 平成十九年三月二十七日郡土第二一八号 三 開発区域に含まれる地域 大和郡山市小南町五二五番地ノ一及び五二六番地ノ二 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪中央区南船場三丁目一〇番地ノ一九 大和ハウス工業株式会社 関西木造支店 支配人 齊賀裕樹 五 公共施設の種類 位置及び区域 道路 大和郡山市小南町五二五番地ノ一及び五二六番地ノ二の各一部 下水道 大和郡山市小南町五二六番地ノ二の一部</p>	<p>奈良県知事 柿本善也</p> <p>一 許可番号 平成十九年三月十四日高第一八一二五号 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検証済証 平成十九年三月二十六日高土第六七五号 三 開発区域に含まれる地域 葛城市田町二五九番地ノ一〇 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 葛城市竹内三九二番地 株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也</p>
<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百五）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。 平成十九年四月六日 奈良県知事 柿本善也</p> <p>一 許可番号 平成十九年二月二日高土第一八一二号 平成十九年二月二十七日高土第一八一二一号 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検証済証 平成十九年三月二十二日高土第六七四号 公共施設に関する工事の検証済証 平成十九年三月二十二日高土第二七八号 三 開発区域に含まれる地域 葛城市南今市四七番地ノ一の一部 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和高田市西町二番地ノ二九 株式会社末裕住建 代表取締役 山下栄行 五 公共施設の種類 位置及び区域 道路 葛城市南今市四七番地ノ一の一部 下水道 葛城市南今市四七番地ノ一の一部</p>	<p>物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。 平成19年4月6日 奈良県知事 柿本善也</p> <p>1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量 奈良県立医科大学附属病院 生体情報モニタリングシステムの購入 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地 奈良県出納局総務課 奈良市登大路30番地 3 落札者を決定した日 平成19年3月26日 4 落札者の氏名及び住所 日本光電関西株式会社販賣支社 堺市金岡町1227番地 5 落札金額 69,195,000円 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札による。 7 競争入札の公告を行った日 平成19年2月9日</p>	<p>奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠一</p> <p>平成19年度奈良県教育委員会事務局技術職員採用選考試験を実施要項 平成19年4月6日 奈良県教育委員会</p> <p>1 試験職種・採用予定数等 (1) 試験職種 技術職員（考古学技師） (2) 採用予定人員 技術職員 1名 (3) 職務内容 県立橿原考古学研究所における埋蔵文化財の調査研究業務及び附属博物館の学芸</p>
<p style="text-align: center;">教育長公告</p>		

業務等に従事します。

2 受験資格

次の各号すべての要件を満たす人となります。

- ① 昭和44年4月2日以降に生まれた人
- ② 大学又は大学院を卒業若しくは修了した人
- ③ 大学又は大学院において考古学若しくは歴史学等を専攻し、埋蔵文化財の調査についての知識・経験を有する人
- ④ 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条に定める学芸員資格を有する人
- ⑤ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない人

・成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む)

・禁烟以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日時・会場・試験方法

試験日時	会場	科目
第1次試験 平成19年5月13日(日) 集合 8:30 試験開始 9:00 試験終了 15:40	橿原市敏傍町1番地 県立橿原考古学研究所	一般教養試験 専門試験 実技試験
第2次試験		

平成19年5月28日(月) 集合 9:00 試験開始 9:30 試験終了 14:00	橿原市敏傍町1番地 県立橿原考古学研究所	作文作成 面接試験
---	-------------------------	--------------

4 受験手続

(1) 提出書類

- ① 奈良県教育委員会事務局技術職員採用選考試験申込書(所定用紙) 1通
- ② 最終学校卒業証明書 1通
- ③ 最終学校成績証明書 1通
- ④ 学歴調査票(所定用紙) 1通
- ⑤ 業績目録(論文・報告書等)(所定用紙) 1通
- ⑥ 返信用封筒(宛名記入のうえ、80円切手を添付) 2通

(2) 受付期間及び提出先

期間	受付時間	提出先
平成19年4月10日(火)～4月24日(火) ただし、土曜日、日曜日は受け付けておりません。	午前8時30分～午後5時	奈良県奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局 総務福利課秘書人事係

(注) 郵送による申込みは書留郵便とし、4月24日消印分までを有効とします。

5 申込書の入手方法

(1) 配布場所

奈良県奈良市登大路町30 奈良県教育委員会事務局
総務福利課秘書人事係

TEL 0742-27-9816
TEL 0744-24-1101

(2) 郵送による請求

封筒の表に「教育委員会事務局技術職員採用試験請求」と朱書の上、郵便番号・住所・氏名を明記し90円切手をはった返信用封筒(長辺29.5cm×12cm)を同封して、奈良県教育委員会総務福利課秘書人事係へ請求して下さい。
(注) 郵送による請求は、4月17日消印分までを有効とします。

(3) インターネットによる入手

【奈良県ホームページ】→【手続き・申請】→【申請書ダウンロード】→【教育委員会】→【総務福利課】よりダウンロードして下さい。

6 合格から採用まで

- (1) 試験の結果は、合格にかかわらず受験者全員に郵送にて通知します。
- (2) 第2次試験は、第1次試験合格者についてのみ実施します。
- (3) 採用は、平成19年7月1日以降の予定です。

7 その他

- (1) 試験当日は、筆記具を持参して下さい。
- (2) 現行の初任給月額(研究職)は、183,000円(大学卒)210,800円(大学院修士課程修了)で、このほか地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤続手当などがそれぞれの条件に応じて支給されます。
- (3) この試験の受験者は、合格発表の日から1月間(第1次合格者は、第2次試験の合格発表の日から1月間)、試験の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき、口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参の上、午前9時から午後5時までの間に、奈良県教育委員会総務福利課秘書人事係に直接お越し下さい。(ただし、土曜日、日曜日は受け付けておりません。)

試験に関する問い合わせ先
奈良県教育委員会事務局 総務福利課秘書人事係

TEL 0742-27-9816 (ダイヤル)

奈良県教育委員会事務局技術職員採用選考試験申込書

試験職種	技術職員
※ 受験番号	
ふりがな	
氏名	① 男 女
生年月日	昭和 年 月 日生
現住所	郵便番号 電話
連絡先	郵便番号 電話
最終学歴	大学 学部 科 昭・平 年 月 日 卒業 専攻
現在の職業	
免許・資格 (教員・運転 学芸員等)	

写真
4cm×5cm
脱帽上半身のもの
(平成 年 月撮影)
※6ヶ月以内の撮影

学 歴 ・ 職 歴
年 月 中学校卒業
年 月
年 月
年 月
年 月
年 月
年 月

私は、次の各号のいずれにも該当しておりません。
また、この申込書の記載内容はすべて事実と相違ありません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる保佐制度廃止者を含む。)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成 年 月 日
氏 名 (自署)

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三三代

本誌は再生紙を使用しています。